

広域漁業調整委員会指示違反により農林水産大臣名で広域漁業調整委員会指示に従うべき命令を発出した事例
 当該命令に違反した場合は、漁業法第191条に基づく罰則（1年以上の懲役または50万円以下の罰金）が適用されます。

（令和6年10月23日時点）

1	違反者の情報	長崎県在住	令和6年6月、長崎県において実施した立入検査により確認
	違反時期	令和6年6月	
	違反海域	長崎県壱岐沖	
	使用船舶の情報	プレジャーボート	
	違反内容	採捕禁止期間におけるクロマグロ（大型魚）の採捕	
	大臣命令日	令和6年8月5日	
2	違反者の情報	富山県在住	令和6年6月、富山県において実施した立入検査により確認
	違反時期	令和6年6月	
	違反海域	富山県吉原沖	
	使用船舶の情報	プレジャーボート	
	違反内容	クロマグロ（小型魚）の採捕	
	大臣命令日	令和6年8月27日	
3	違反者の情報	山形県在住	令和6年6月、山形県において実施した立入検査により確認
	違反時期	令和6年6月	
	違反海域	山形県飛島周辺海域	
	使用船舶の情報	遊漁船	
	違反内容	採捕禁止期間におけるクロマグロ（大型魚）の採捕	
	大臣命令日	令和6年8月27日	
4	違反者の情報	山形県在住	令和6年7月、山形県において実施した立入検査により確認
	違反時期	令和6年7月	
	違反海域	山形県飛島周辺海域	
	使用船舶の情報	遊漁船	
	違反内容	クロマグロ（小型魚）の採捕	
	大臣命令日	令和6年8月30日	

5	違反者の情報	宮城県在住	令和6年7月、山形県において実施した立入検査により確認
	違反時期	令和6年7月	
	違反海域	山形県飛島周辺海域	
	使用船舶の情報	遊漁船	
	違反内容	クロマグロ（小型魚）の採捕	
	大臣命令日	令和6年8月30日	
6	違反者の情報	宮城県在住	令和6年7月、山形県において実施した立入検査により確認
	違反時期	令和6年7月	
	違反海域	山形県飛島周辺海域	
	使用船舶の情報	遊漁船	
	違反内容	クロマグロ（小型魚）の採捕	
	大臣命令日	令和6年8月30日	
7	違反者の情報	宮城県在住	令和6年7月、山形県において実施した立入検査により確認
	違反時期	令和6年7月	
	違反海域	山形県飛島周辺海域	
	使用船舶の情報	遊漁船	
	違反内容	クロマグロ（小型魚）の採捕	
	大臣命令日	令和6年8月30日	
8	違反者の情報	宮城県在住	令和6年7月、山形県において実施した立入検査により確認
	違反時期	令和6年7月	
	違反海域	山形県飛島周辺海域	
	使用船舶の情報	遊漁船	
	違反内容	クロマグロ（小型魚）の採捕	
	大臣命令日	令和6年8月30日	

9	違反者の情報	宮城県在住	令和6年7月、山形県において実施した立入検査により確認
	違反時期	令和6年7月	
	違反海域	山形県飛鳥島周辺海域	
	使用船舶の情報	遊漁船	
	違反内容	クロマグロ（小型魚）の採捕	
	大臣命令日	令和6年8月30日	
10	違反者の情報	青森県在住	令和6年8月、水産庁への採捕報告により確認
	違反時期	令和6年8月	
	違反海域	青森県津軽海峡（太平洋側）	
	使用船舶の情報	遊漁船	
	違反内容	陸揚げ後3日以内の報告	
	大臣命令日	令和6年10月8日	
11	違反者の情報	静岡県在住	令和6年8月、水産庁への採捕報告により確認
	違反時期	令和6年8月	
	違反海域	富山県富山沖	
	使用船舶の情報	遊漁船	
	違反内容	陸揚げ後3日以内の報告	
	大臣命令日	令和6年10月15日	